

次期「やまぐち子ども・子育て応援プラン」等の策定に向けた取組について

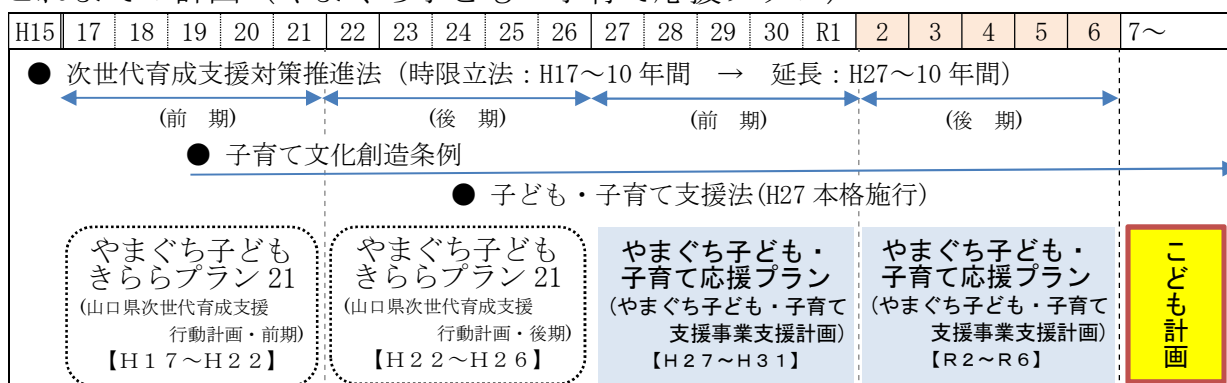
1 趣 旨

こども基本法では、

- ◆都道府県が、国のこども大綱を勘案し、当該都道府県におけるこども施策に関する計画（都道府県こども計画）を定めるよう努める
- ◆当該計画は、都道府県子ども・若者計画、都道府県子どもの貧困対策推進計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる

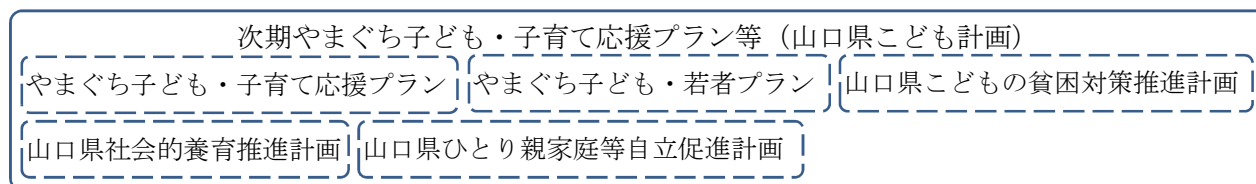
とされており、当該計画の策定により県民の県施策への理解促進等の効果が期待できることから、本県も次期やまぐち子ども・子育て応援プラン等を都道府県こども計画（山口県こども計画）に位置付けて策定する。

○これまでの計画（やまぐち子ども・子育て応援プラン）



2 山口県こども計画の位置付け・性格

山口県こども計画は、やまぐち子ども・若者プラン、山口県こどもの貧困対策推進計画
その他都道府県が作成するこども施策に関する計画と一体のものとして策定可能である
ことから、本県の子ども・子育て支援の中心的な計画である「やまぐち子ども・子育て
応援プラン」を中核に重複・関係する部分が多い計画を対象に策定する。



《参考》各計画の概要

○やまぐち子ども・子育て応援プラン（子育て文化創造条例に基づく計画、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援行動計画）

根 拠	子育て文化創造条例 第12条（必置）	子ども・子育て支援法第 62条（必置）	次世代育成支援対策推進 法第9条（任意）
計画期間	無し	5年を1期（R2～R6）	5年を1期（R2～R6）
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための計画（気運醸成、保健医療サービス等、条例に基づく7つの基本的施策） ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画 ・地域の子育て支援、母子保健、教育・生活環境の整備、ワーク・ライフ・バランス、安全の確保、要保護児童への対応等 		

○やまぐち子ども・若者プラン

根 拠	子ども・若者育成支援推進法第9条（任意）
計画期間	H30～R4
内 容	・子ども・若者の健全な成長への支援や困難を有する子ども・若者及びその家族の支援など、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進を図るための計画

○山口県子どもの貧困対策推進計画

根 拠	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条（任意）
計画期間	R2～R6
内 容	・子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画（教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等）

○山口県ひとり親家庭等自立促進計画

根 拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条（任意）
計画期間	R2～R6
内 容	・母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（相談・情報提供機能の強化、就業による自立促進、生活支援策の推進、子育て支援の充実、地域における教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援等）

○山口県社会的養育推進計画

根 拠	厚生労働省子ども家庭局長通知（H30.7.6付）（任意）
計画期間	R2～R6
内 容	・「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、社会的養育に関する取組を総合的に推進するための計画（子どもの権利擁護、市町の子ども家庭支援体制の構築等、里親等への委託推進、特別養子縁組等の推進支援、施設の小規模・地域分散化等、児童相談所強化等）

3 計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

4 計画策定の進め方

子育て文化審議会の意見や市町との協議等を踏まえながら、令和6年度末の策定に向けて作業を進める。

①県民ニーズの把握等

県民意識調査や子どもの生活実態調査の実施等により、県民ニーズの把握に努めるとともに、計画策定の過程を通じた県民の参画を求める。

②施策の評価

現行プランの目標数値の進捗状況や県民意識調査に基づき、施策の評価・点検を行う。

③計画の方向性の検討

国のこども大綱や県の他計画の目標等を踏まえながら、計画の方向性を検討する。

④こどもの意見の聴取（案）

計画素案の策定に向け、

- ・県内小・中・高・大学生対象のWebアンケート調査
- ・各種施設等における入所児童等への意見聴取

⑤計画素案の検討

市町の子ども・子育て支援事業支援計画と調整しながら、令和11年度までの新たな目標を設定するとともに、計画の全体像を示した素案を検討する。

⑥計画案の検討

パブリックコメント等を通じて、県民の幅広い意見を聴きながら、計画案を検討する。

5 計画策定スケジュール（予定）

時 期	内 容		国の動き
	やまぐち子ども・子育て応援プラン その他のプラン	山口県子ども ・子育て支援 事業支援計画	こども大綱 の策定
R5年度 9月	○9月県議会（条例改正）		大綱策定 （年内閣議 決定）
10月	● こども子育て文化審議会委員任命 ◆ 第1回こども子育て文化審議会 →県民意識調査、 子どもの生活実態調査等について	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> こども等の意見の反映に向けた取組の 検討・実施 </div> 市町調査	
12月	○県民意識調査、 子どもの生活実態調査の実施		
3月	◆ 第2回こども子育て文化審議会 →県民意識調査結果等の報告		
R6年度 6月	◆ 第1回こども子育て文化審議会 →計画の方向性等		
6～7月	○こどもの意見の聴取		
10月	◆ 第2回こども子育て文化審議会 ：＜計画素案＞		
1月	○パブリックコメント		
2月	◆ 第3回こども子育て文化審議会 ：＜計画最終案＞ ○2月県議会（計画案審議）		
3月	＜計画策定・公表＞		

◆こども基本法（令和四年法律第七十七号）

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 こども施策に関する基本的な方針
 - 二 こども施策に関する重要事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。